

京都市告示第 3 2 4 号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成 2 1 年 1 1 月 1 9 日

京都市長 門 川 大 作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
佐々木邸	京都市上京区千本通五辻上る末広町 3 3 番地, 3 4 番地, 3 5 番地及び 3 8 番地
吉田邸	京都市下京区御幸町通仏光寺下る橋町 4 4 1 番地
鳥彌三	京都市下京区西石垣通四条下る斎藤町 1 3 6 番地, 1 3 7 番地, 1 4 0 番地 2 0 及び 1 4 0 番地 3 1
松本酒造	京都市伏見区横大路三栖大黒町 2 番地, 4 番地 2, 5 番地 2 及び 7 番地 1
黄桜酒造	京都市伏見区南浜町 2 5 5 番地
月桂冠旧本社	京都市伏見区南浜町 2 4 7 番地
上七軒歌舞練場	京都市上京区今出川通七本松西入真盛町 7 4 2 番地 1 及び京都市上京区御前通今小路上る場喰町 9 2 3 番地
胡乱座 (旧長岡家住宅)	京都市下京区醒ヶ井通綾小路下る要法寺町 4 2 7 番地

(都市計画局都市景観部景観政策課)